

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (北田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域で抱える問題は、基幹的農業従事者と少子高齢化に伴う後継者不足となっている。
・離農の多くは後期高齢者となり農業を続けられなくなったことが起因しており、それに伴い耕作放棄地も増加してきている。
・耕作放棄地の受け手も高齢化してきており、受け手に対し積極的に農地を預けられない状況にある。
・このほかにも農業は自然に左右されやすく安定した収入が成り立たないことや、農産物の育成は数値化するのが難しいため知識や技術が伝承しにくいといったことが後継者不足の要因と考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻(うるち米・モチ米)を中心とした作付の拡大と多様化する消費者のニーズに応えられる良質米の生産を目指す。
・一方で飼料用米や加工用米などの需要米との需給調整バランスを取りながら計画的な出荷体制の確立を図る。
・小麦については、品質向上と収量増加に向け多年による作付を行い団地化を促進していく。
・ソバや大豆の栽培については、機械作業の確立や生産コストの削減を図るとともに、より安定的な品質、収穫量を確保できるように取り組む。
・担い手については、定年退職者や兼業農家へ作業委託等の協力を依頼しつつ、地域全体で労働環境の改善や技術的な交流を積極的に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手経営体を中心に耕作条件のよい農地を集積・集約することで、規模拡大を促進させる。農地の集積・集約に当たっては、農地バンクをうまく利用することで農地の出し手・受け手双方にメリットがあることから、農地バンクを地域内で周知し、担い手の農作業に支障がない範囲で農地利用が進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農用地利用集積計画を作成し、農地の地権者と意欲ある農業者との貸付を集団的に行う為、農地相談員と調整しながら農地バンクを通じて進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りをスムーズに行うため、農地バンクを地域内で周知しながら、農地バンクによる農地の集積化・集約化を図り農業経営の規模拡大や効率化に取り組んでいく。
(3)基盤整備事業への取組方針
スマート農業機械を導入することにより、効率的で安定した農業生産を担い手を育成し、その担い手が地域の農業の中心的役割になれるよう圃場の大区画や水路等の整備を計画して行きたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の多様な経営体と情報交換等交流を図り、農業経営の多様化を推進することで、担い手の育成に取り組む。その他、県・役場・JAと連携しながら、就農希望者の経営相談から定着まで地域ぐるみで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を推進するため、当地域内で運営をおこなってるMUエアサービス(ドローンによる作業)に防除・肥料等の作業委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など適切な鳥獣被害対策を実施していく。
- ②有機栽培に取り組むことにより、土壌内の微生物相を豊富にし、環境への負担も出来る限り低減し、安心・安全な農産物の生産に取り組む。
- ③スマート農業の技術向上と水稻の直播栽培に取り組む。(ここ数年、温暖化の影響が感じられる事により、冬季対応の稲作技術の取得を目指す)
- ④JA・役場と連携しながら海外に販路を開くための行動を行う。(実績のある地域との交流や情報提供)
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と連携し、農地や水路、農道などの保全管理を行い、地域ぐるみで農村環境を守る取り組みを進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況等を考慮し出荷・調整施設を整備し農業用施設の集約化を進めていく。